

## R7.7会派未来ラボ視察所感 ( 1/2 )

報告者：井本義朗

令和7年7月9日 ( 水 )

「選定療養費の適用について」

( 三重県松坂市「健康センターはるる」 )

松坂市は、三重県の真ん中に位置し、人口は13万人ほどの中規模の地方都市である。消防が管轄する範囲は松坂市と多気町、明和町の広域消防で運営しており、19万3000人分の救急をカバーしている。松坂市は伊勢などの観光地も近いことが影響してか救急の出動が多く、人口規模あたりの出動数が極端に多い。日によっては一日50件以上になる事もある。状態的な出動数の多さから救急医療体制に支障が出ることもあり、解消が望まれる状態だった。そこで関連する自治体や医療機関など関係者を集めた協議の中で、救急出動の選定療養費を徴収する方針を決めて、令和6年から徴収が始まった。

救急の体制は搬送だけでなく、1次2次の救急医療施設も深く関わり、混雑はその負担も解消する必要があったことから協議には病院や医師会も加わっている。ここで救急医療施設とは、市内で主に2次救急を請け持つ松坂中央総合病院、松坂市民病院、済生会松坂総合病院の3つの病院のことである。3病院は同規模で、もともと毎年集まって意思疎通ができる間柄があり、課題の共有ができていたことから課題の共有、そして今回の取り組みにも繋がった。

この事業はあくまで救急車の有料化という意図は無く、そのため出動の単価というのは示していない。徴収する場合の金額7,700円の根拠としては、厚生労働省がもともと示している患者の定額負担額を参考にしている。ただしそこには、救急の患者として認められる場合には定額負担を求めないという事も示されている。選定医療費の負担は、特に新しい制度ではなく、あくまでも国の基準に沿って運用しているというイメージである。現在、運用開始から一年が過ぎて出動件数は前年に比べて約12.1%減少した。基本的には軽症の判断基準は入院過料が必要ないもののだが、その割合はこれまではずっと50%以上だったものが40%ほどに下がった。

徴収が除外されるものは、救急患者の他、医師の判断、交通事故、生活保護受給者、医師の紹介状、学校・幼稚園等としている。8ヶ月の実績としての徴収の数は全体の7.4%で278件だった。

通報時に救急患者本人が軽症かどうか判断できない場合や、乳幼児や高齢者など本人の意思を確認しにくい場合もあり、躊躇わずに救急車を呼ぶべき事案もあることは行政も理解している。松坂市では多少矛盾することだが、特に高齢者に対しては何かあれば通報をするよう呼びかけている。

徴収が適用されるかどうかの基準は個人差や状況の違いもあるのであえて明確に決めておらず、医師の判断を基準としている。

## R7.7 会派未来ラボ視察 ( 2/2 )

報告者：井本義朗

令和7年7月10日 ( 木 )

「給付型奨学金制度について」

( 滋賀県米原市「米原市役所」 )

米原市は、人口3万6千人で滋賀県では最も人口が少ない市だが、古くから交通の要所として発展してきた地域で、2005年に旧4町が合併し米原市が誕生する。

全国の地方都市と同じように人口減少の課題が浮き彫りになってきたことから総合戦略の一つとして給付型の奨学金を検討してきた。その背景には市内に大学等の設置も無く、高校以上は進学で県外に出ていきそのまま就職となっているという米原市特有の背景も影響していた。全国的にも19歳から22歳の学生は半分が奨学金を利用し、そのうち日本学生支援機構の制度利用が8割となっている状況がある事も踏まえて、教育を受ける機会を均等にする制度としても、この米原市の独自の奨学金の制度を進めてきた。

米原市の「給付型奨学金制度」の具体的な内容は、要件として市内に1年以上定住、満25歳未満、卒業後市内に定住する医師のある人、市税の滞納のない人、連帯保証人2名をつけることなどを定めている。受給額は月額3万円で最長4年、父子・母子世帯や世帯の子ども人数の状況によって決定する。また卒業直後から6年間居住すると返還は不要となる仕組みであり、途中で転居した場合は居住した期間を差し引いて返還を求められるようになる。予算としては年間40人に設定しているが、実際には4年間就学しない専門学校等にも支給しているため、これまでフルで予算を使うことはなかった。財源は一般財源であるが、市としては、若者の将来を応援・未来への投資と捉えているので恒久的な制度としたいと考えている。平成30年度から事業が始まり、令和4年度に所得制限が緩和、令和6年にはこれを撤廃して事業を拡大してきた。毎年定数を超える申請があるが、作文の審査を行い、不認定となる場合もある。その結果、奨学生のうち80%は6年間定住して、給付の対象となっている。定住の追跡調査については、転出は把握しやすいが、転入は申請が必要となるので市職員としては多少苦勞している。また一人につき10年間の債権の管理が必要となり、その確認作業は年を追うごとに大変になってきている。

米原市は一般会計が年間約220億円で、そのうち5,000万円を占めるこの事業には、当初は議会でも懸念を示す議論があったが、結果として議決され、今では当たり前の事業となっている。

焦げついた債権は今のところなく、返済が遅れた場合は個別に相談に乗っている。

ちなみに米原市の高3の人口は400人程度(実際の進学者とは別)で、奨学金の定員は40人なので、1割以上が対象となっている計算である。

申請の時期は6月・7月で、8月末に定住などに関する作文を提出し、その後に決定通知が行われる。(通常よりは少し早い時期に決定を判断している。)

米原市は、京都や名古屋・関西圏や中部圏にも新幹線で1時間程度で、都市部にも通学範囲となっているので、米原市から通学や通勤に繋がれば、その後も定住人口減少対策にも効果がある事業になればという狙いもある。